

平成26年度予算など全議案を原案可決

平成26年度第1回笠間市議会定例会が、2月25日から3月14日までの18日間の会期で開催されました。

初日の25日は、会期の決定、請願陳情の委員会付託、提出議案の説明と議案の一部について採決が行われました。

27日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託しました。また、予算特別委員会を設置し、平成26年度予算の審査を付託しました。

27日、28日及び3月3日に常任委員会、5日から7日に予算特別委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、10日、11日、13日の3日間は、10人の議員が一般質問を行い、活発な議論が交わされました。

14日は、各委員長から議案等の審査結果報告を受け、討論、採決を行いました。請願陳情を除く全議案を可決して全日程を終了し閉会しました。

平成26年第1回笠間市議会定例会会期日程

	月 日	曜日	会 議	議 事	傍 聴 者
①	2月25日	火	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 補正予算質疑・付託	5名
②	26日	水	休 会	議案調査	
③	27日	木	休 会	常任委員会（補正予算審査）	
			本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算）	2名
④	28日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）	
⑤	3月 1日	土	休 会		
⑥	2日	日	休 会		
⑦	3日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）	
⑧	4日	火	休 会	議事整理	
⑨	5日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）	
⑩	6日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）	
⑪	7日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）	
⑫	8日	土	休 会		
⑬	9日	日	休 会		
⑭	10日	月	本会議	一般質問	25名
⑮	11日	火	本会議	一般質問	36名
⑯	12日	水	休 会		
⑰	13日	木	本会議	一般質問	30名
⑱	14日	金	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会	1名

第1回定例会 提出議案等の審議結果（その1）

議案番号等	議 案 名 等	審議結果
請願第26-1号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願	採 択
請願第26-3号	微小粒子物質に関わる総合的な対策の推進を求める請願	採 択
陳情第24-6号	介護職員処遇改善加算の継続・拡充を求める請願	不 採 択
議 案 第 1 号	笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議 案 第 2 号	笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議 案 第 3 号	笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 4 号	笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 5 号	笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 6 号	笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 7 号	笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 8 号	笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 9 号	笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 10 号	笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 11 号	笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 12 号	笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 13 号	石の百年館の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議 案 第 14 号	笠間市工場立地法準則条例について	原案可決
議 案 第 15 号	笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例について	原案可決
議 案 第 16 号	公の施設の広域利用に関する協議について	原案可決
議 案 第 17 号	工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）	原案可決
議 案 第 18 号	平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）	原案可決 ※
議 案 第 19 号	平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議 案 第 20 号	平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 ※
議 案 第 21 号	平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議 案 第 22 号	平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議 案 第 23 号	平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議 案 第 24 号	平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 ※
議 案 第 25 号	平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議 案 第 26 号	平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決 ※
議 案 第 27 号	平成26年度笠間市一般会計予算	原案可決
議 案 第 28 号	平成26年度笠間市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 案 第 29 号	平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 案 第 30 号	平成26年度笠間市介護保険特別会計予算	原案可決

★は2/25議決、※は2/27議決、その他は3/14議決

第1回定例会 提出議案等の審議結果（その2）

議案番号等	議 案 名 等	審議結果
議案第31号	平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成26年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成26年度笠間市立病院事業会計予算	原案可決
議案第36号	平成26年度笠間市水道事業会計予算	原案可決
議案第37号	平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算	原案可決
議案第38号	笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について	原案可決
議案第39号	工事請負契約の締結について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）	原案可決
委員会提出 議案第1号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書	原案可決
委員会提出 議案第2号	微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書	原案可決

意見書

今期定例会において、下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、笠間市議会は我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下の通り容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
3. 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年 3月20日
茨城県笠間市議会議長 小園江 一三

【意見書提出先】
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣
経済産業大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車 NOx・PM 法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

1. PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
2. 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
3. PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 3月20日
茨城県笠間市議会議長 小園江 一三

【意見書提出先】
内閣総理大臣 環境大臣 厚生労働大臣